

05. 立面計画 1



□ 北側立面。敷地北側に位置する線路を走る京成電鉄の車窓から望む

「新と旧」対面する街区の特性に合わせたデザイン

「新（都市）」と「旧（風致地区）」、それぞれ対面する街区に合わせたデザインを行い、これからの市川の都市景観づくりを先導する庁舎を実現します。

北側：「緑化ルーバー」による風致地区への顔づくり

緑が多く閑静な居住環境が形成された風致地区と向き合う建物北側ファサードには、躯体と植栽を融合させた「緑化ルーバー」を設け、風致地区の景観と呼応する計画とします。

① 植物の蒸散効果を利用した自然換気：

植物の蒸散効果により周囲よりも温度の下がった外気を室内に取り込むことができます。夏季の空調負荷を低減させるとともに、中間期には、自然換気を行える期間の延長を図ります。

② 住宅地との「見合いの視線」を抑制：

「緑化ルーバー」により、北側住宅地との見合いの視線を抑制するとともに、室内からは、植栽越しに眺望を確保します。

③ 鉄道騒音の低減：

鉄道騒音を距離による減衰だけでなく、緑化ルーバーを緩衝帯として減衰を図り、自然換気を行う中間期の室内環境の向上を図ります。

④ 直達日射の制御：

緑化ルーバーが各階屋根面にあたる直達日射を制御し、空調負荷を抑えた計画とします。

基本構想

P. 28【機能整備の方針 16】

省エネルギー・省資源への対応

□ 自然採光・自然通風

・自然採光、自然通風を積極的に取り入れ、照明や空調機器への負荷を抑制します。

□ 再生可能エネルギー設備

・太陽光、太陽熱、地中熱などの再生可能な自然エネルギーを使った発電や冷暖房の設備、また雨水利用による水資源の節減などについて、効果を含め、その活用を検討します。

P. 31【機能整備の方針 18】 周辺環境への対応

□ 周辺に配慮したデザイン

・庁舎周辺の居住者の住環境を考慮して、建物や敷地、周辺施設の景観整備と来庁者の動線にも配慮するなど、快適な公共空間の形成を目指します。

・庁舎の屋上や壁面、あるいは庁舎の周囲や進入路などを活用した緑地の配置を検討し、市民との協働により「ガーデニング・シティいちかわ」にふさわしい緑のある庁舎を目指します。



ベランダに設けられた緑のカーテン（つくば市役所／茨城県）



□ 南側立面、敷地南西の交差点から望む

南側：「環境ルーバー」による都市環境への顔づくり

国道 14 号線に面し、建物が立ち並ぶ商業地区と向き合う建物南側のファサードには、ライトシェルフ、緑化ウォールで構成した「環境ルーバー」を設け、にぎわいのある街並みに呼応した計画とします。

① 来庁者を迎え入れる正面玄関：

正面玄関を含めた南西端部（1～2階）はファサードデザインを切り替え、来庁者が正面玄関と認識しやすく、迎え入れるしつらえとするとともに、人々が集まり賑わいを生み出すことのできる計画とします。

② 縁側シート・縁側ギャラリー：

正面玄関には、展示スペース（縁側ギャラリー）や待合スペース（縁側シート）を設け、庁舎と街との柔らかい接点となる空間をつくり出します。

③ ソーラーエネルギーの有効活用：

屋上に太陽光発電パネルを設け、電力の消費を削減します。

④ ライトシェルフによる安定採光：

南面開口部にライトシェルフを設け、安定採光を取り入れ日中の照明負荷を削減します。

⑤ 庇による直達日射の遮へい：

南面開口部に庇を設け、夏場の直達日射を遮へいし、空調負荷を削減します。また、バルコニスラブと兼用することで、メンテナンス時に利用できる計画とします。

⑥ 歩行者との「見合いの視線」を抑制：

「緑化ウォール」により、執務空間で働く職員と歩行者の視線の干渉を抑制します。

⑦ 賑わいを創出する緑化ウォール：

国道 14 号に面した 1 階部分には、壁面と植栽が一体となった緑（緑化ウォール）を設け、緑豊かな外観を形成していきます。緑化ウォールに設ける植栽には、花や紅葉、香りを楽しめる樹種を混植し、賑わいのある街並みを創出します。

06. 断面計画

① 日影の配慮：

敷地北側の第1種低層住居専用地域に対しては、日影規制を満足させるとともに、緑化によって景観的な調和に配慮する計画とします。また、建物1階部分については、敷地境界から13.5m以上とし、現状より距離をもった計画とします。

② 階高：

地上部に延床面積約24,000㎡を確保し、日影規制や道路斜線制限に準じた計画とするため、基準階高を3.8mとします。

③ 天井高さ（執務室）：

執務室の天井高さについては、2.6m確保した計画とします。

④ フリーアクセスフロア：

フリーアクセスフロアを100mm確保したうえで、執務室の天井高さを2.6m確保した計画とします。

⑤ 駐車場の合理化：

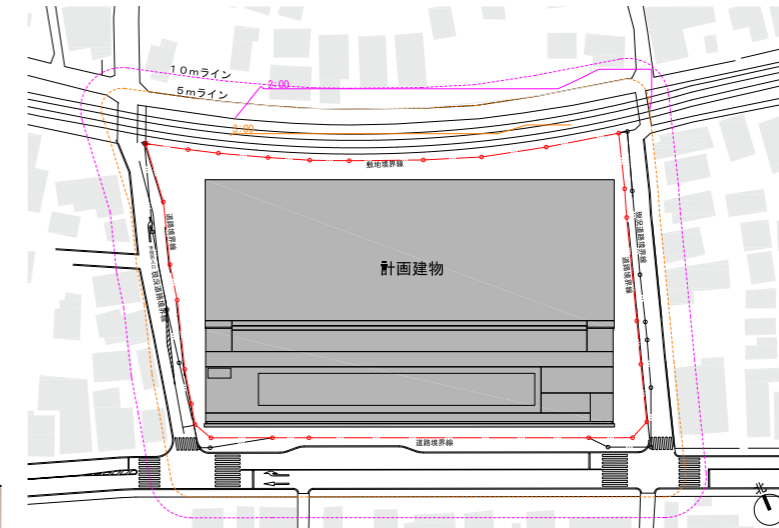
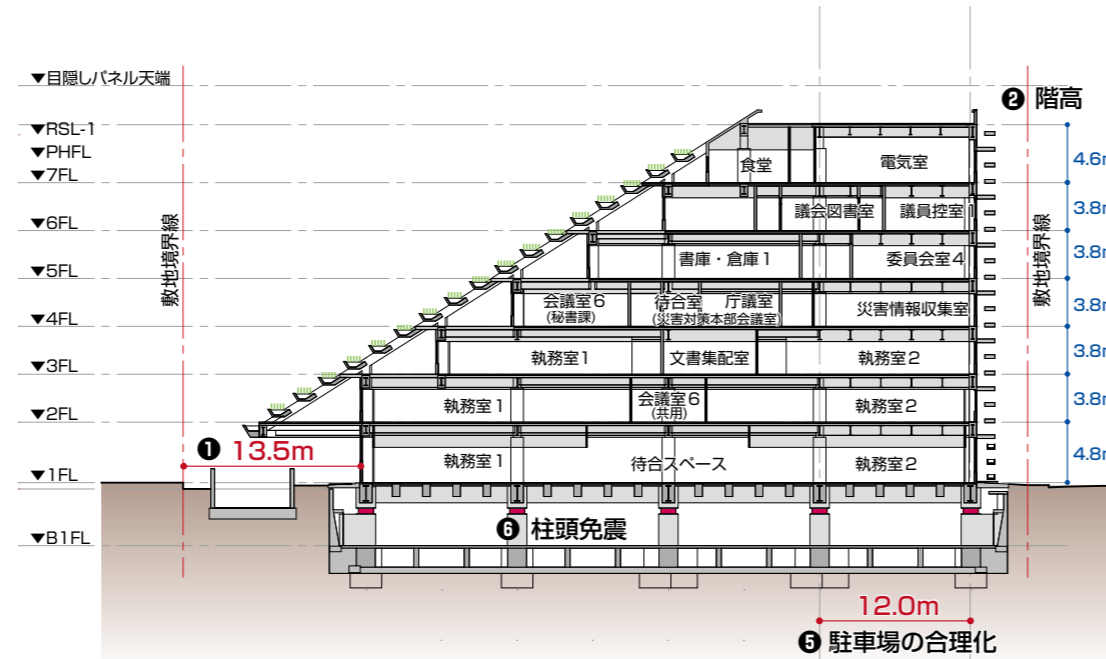
建物長手方向の柱スパンを10.8m、短手方向の柱スパンを12.0mとしたことで、柱間に余剰空間をなくし、地下1層で必要な駐車台数を確保する計画とします。

⑥ 柱頭免震構造：

柱頭免震を地下1階の駐車場エリアに配置し、地中の掘削深さの合理化を図るとともに、掘削土の搬出や処分に係る費用を削減します。エレベータシャフトについては、建物側より吊るす計画とします。

⑦ 基幹設備の最上階配置：

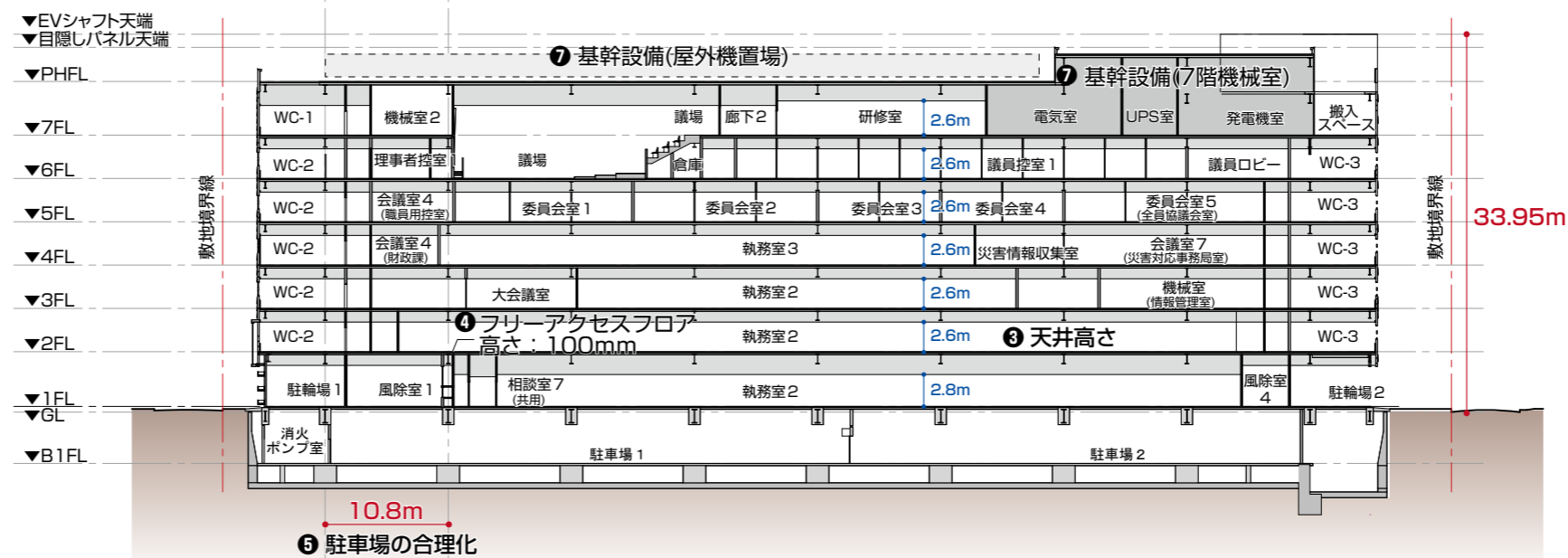
浸水時における水損リスクを回避するため、基幹設備を最上階に設けた計画とします。



計画敷地：商業地域
 北側敷地：第一種低層住居専用地域（北側）
 規制範囲5m / 規制時間3h、規制範囲10m / 規制時間2h
 測定水平面1.5m

□ 短手断面図

□ 等時間日影図



□ 長手断面図

基本構想

P.23【機能整備の方針12】 情報・通信基盤の整備

□ フリーアクセスフロア

・床下に一定の配線空間を設けたフリーアクセスフロアを導入します。

P27【機能整備の方針15】 バックアップ機能の整備

□ 非常用発電装置

・消防法に基づく非常用電源に加え、72時間連続運転可能な『非常用発電装置』を設置します。

・非常用発電装置などについては、浸水などの影響を受けないよう設置場所を考慮します。